

## ✚ 貨物概要

炭化タングステンとコバルト等からなる、工具に加工するためのサーメット製の棒

製 法：炭化タングステンとコバルト等の粉末を混ぜ合わせて成型し、  
高温で焼結したもの

成 分：炭化タングステン 89.5%、コバルト 10%、その他 0.5%

形 状：丸棒状

サイズ：長さ 320mm、直径 10.5mm

用 途：輸入後に、所定のサイズに切断、溝切及び刃付け等を行い、ドリルビットに加工する。

## ✚ 分類

関税率表第 8209.00 号（統計番号 8209.00-000）のサーメット製の工具用の棒

## ✚ 分類理由

本品は、加工機械等の工具に現状のまま取り付けて使用するものではありませんが、材質、形状からサーメット製の工具用の棒と認められますので、上記のとおり分類されます。

## ✚ 分類のポイント

関税率表解説第 82.09 項に「この項の物品は、先端を鋭くしてあるか又はその他の調整をしてあるかないかを問わない」と規定されていますので、本品は、関税率表第 82.09 項のサーメット製の工具用の棒として分類されます。

▲ ▲ ▲

## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に  
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全

部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）